

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号			
手続名	制限区域内における指定船舶の使用許可			根拠条項	第10条第1項			
審査基準	次の各号の要件を満たす場合において許可を与える。							
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設に余裕があり、漁港施設を損傷するおそれがないこと 2. その利用に際し、公共の秩序を乱すおそれがないこと 3. 漁業活動、漁港施設の管理運営に支障をおよぼすおそれがないこと 4. 海技免状等免許の更新及び船舶の検査登録を定期的に行っていること 							
受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	日	